

会員各位

振動工具取扱作業安全衛生教育講習会の実施について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、当協会の事業運営について格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記教育については、昭和58年5月20日付け基発258号により実施していたところではありますが、平成21年7月10日付け基発0710第2号でカリキュラムに（日振動ばく露量A（8））に基づく振動予防対策を盛り込んだ教育をするよう指導があります。

当協会では、事業者にとってその指導に基づく標記安全衛生教育講習会を下記のとおり計画いたしました。

チェーンソー以外の振動工具（下記工具）取扱い関係事業所は、この機会に受講させていただきようご案内申し上げます。

記

1. 日 時 令和3年9月9日（木）午前9時00分～午後16時00まで

2. 場 所 熊野建設業会館 募集定員 30名

3. 科 目 ① 振動工具に関する知識
② 振動障害及びその予防に関する知識
③ 関係法令等

4. 申し込み先 熊野尾鷲労働基準協会

熊野市井戸町351-2 TEL 0597-85-3489 FAX 0597-89-7007

5. 受講料 会員（労基協・建災防熊野分会）：6,000円（テキスト代、含みます。）
非会員 ：9,000円（テキスト代、含みます。）

☆ 締切日（令和3年8月30日）以降のキャンセルについては、受講料の返金は、いたしません。
但し、受講者の差し替えは可とします。

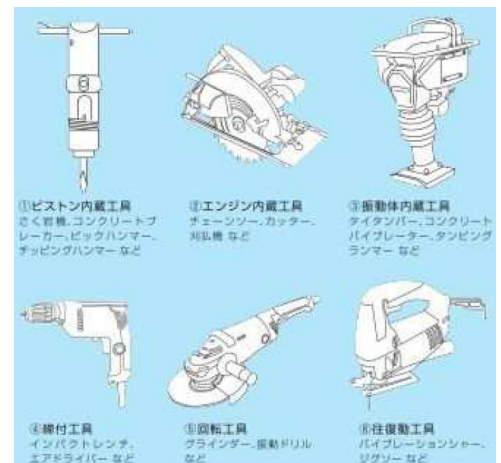
6. 修了証の交付 全課程修了者には修了証を交付します。

7. 振込先 百五銀行熊野支店・普通（口座番号） 334767 熊野尾鷲労働基準協会

8. その他 ①テキストは受講当日お渡しいたします。

チェーンソー以外の振動工具の例

- ・ 削岩機・チップングハンマー・リベッティングハンマー
- ・ コーキングハンマー・ハンドハンマーベビーハンマー
- ・ コンクリートブレーカー・スケーリングハンマー・
- ・ サンドランマー・ピックハンマー・多針タガネ・
- ・ オートケレン・電動ハンマー・エンジンカッター
- ・ サンダー・ブッシュクリーナー・携帯用皮はぎ機・
- ・ バイブレーションドリル・携帯用タイタンパー
- ・ コンクリートバイブレーター・携帯用研削盤・
- ・ スイグ研削盤・卓上用研削盤・床上用研削盤
- ・ インパクトレンチ・バイブレーションシャー・ジグソー



以 上

振動工具取扱作業従事者安全衛生教育カリキュラム

実施日：令和3年9月9日（木）

熊野尾鷲労働基準協会

振動工具取扱作業者安全教育講習会

時 間	科 目	範 囲	講師等
9:00～ 9:10	挨拶 諸 注 意		熊野労働基準監督署 熊野尾鷲労働基準協会 事務局
9:10～ 9:50	1. 振動障害とは	(1)体に伝わる振動 (2)振動障害の症状 (3)振動障害の発症に関係する因子 (4)振動障害の発生状況	講 師 熊野尾鷲労働基準協会 講師 中村 忠文
9:50～10:30	2. 振動の測定と評価と 影響評価	(1)振動工具の振動測定 (2)振動工具の振動評価 (3)振動工具の振動影響評価	
10:30～10:40	(休 憩)		
10:40～11:40	3. 振動障害を予防するには (振動障害の予防対策)	(1)振動工具の選定と管理 ①工具の種類 ②工具の選定 ③工具の管理	
11:40～12:40	(昼 食 休 憩)		
12:40～13:40	3. 振動障害を予防するには (振動障害の予防対策)	(2)適切な作業の進め方 ①作業方法 ②作業時間 ③保護具	講 師 熊野尾鷲労働基準協会 講師 中村 忠文
13:40～13:50	(休 憩)		
13:50～14:50	3. 振動障害を予防するには (振動障害の予防対策)	(3)健康管理 ①健康診断 ②日常生活における健康管理	講 師 熊野尾鷲労働基準協会 講師 中村 忠文
14:50～15:00	(休 憩)		
15:00～15:50	4. 関係法令	(1)労働安全衛生法のあらまし	
		(2)振動工具の取扱業務に係る 予防対策指針 振動障害	
		(3)振動障害総合対策要綱	
		(4)振動工具取扱作業者安全衛生教育の推進	
15:50～16:00	修了証交付		熊野尾鷲労働基準協会